第４章

まちづくりの基本的な方針

第4章　まちづくりの基本的な方針

この章では、本計画においてまちづくりをどのように進めるのかを明らかにするため、「まちづくりの基本的な方針」を定めます。

1. 基本的な方針の考え方

まちづくりの基本的な方針は「まちづくりの基本理念」と「都市整備の方針」で構成されています。

まちづくりの基本理念では、私たちが目指す将来像としての「まちづくりの目標」及びその実現のための「まちづくりの基本方針」を定め、「将来都市構造」で都市の骨格などに関する基本的な考え方を定めています。

さらに、具体的なまちづくりの進め方については「都市整備の方針」において定めています。

前章までにおいて、本市の現状や市民の意見、施策との整合などから、これまでのまちづくりの方向性は基本的に変わりがないことを確認し、現計画の方針について継続して取り組むものとします。

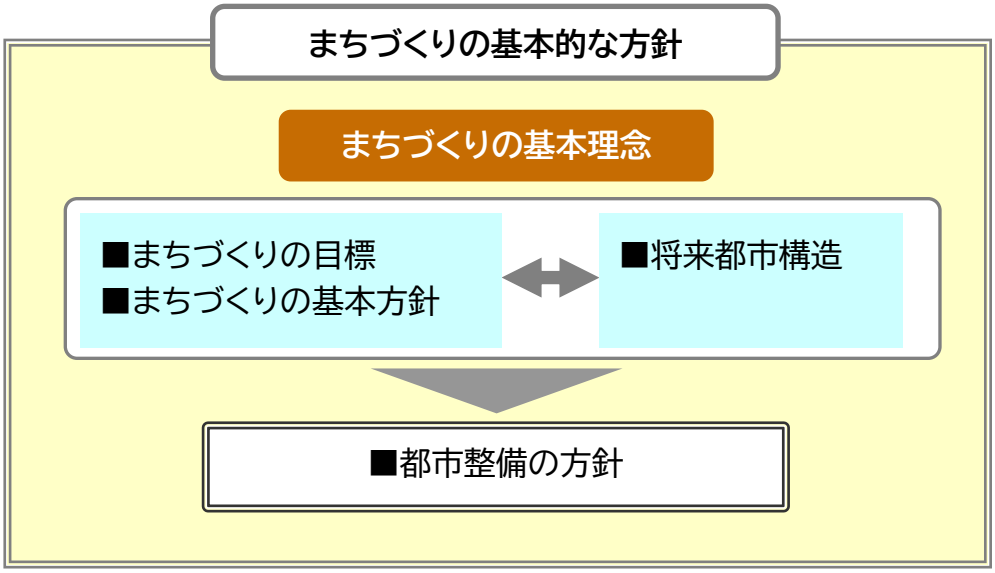

2. 本計画におけるまちづくりの基本理念

(1) まちづくりの基本理念

「まちづくりの基本理念」は、「まちづくりの目標」や「まちづくりの基本方針」の趣旨を表現したものとして、これまで培ってきた盛岡らしい文化を守り、育み、開花させることをねらいとしています。そのためには、本市の財産である自然や歴史を次代に継承していくことが大切になると考えます。その上で都市の賑わいや活力を高めていくまちづくり、人や環境にやさしいまちづくりなどを市民協働により継続して行っていきます。

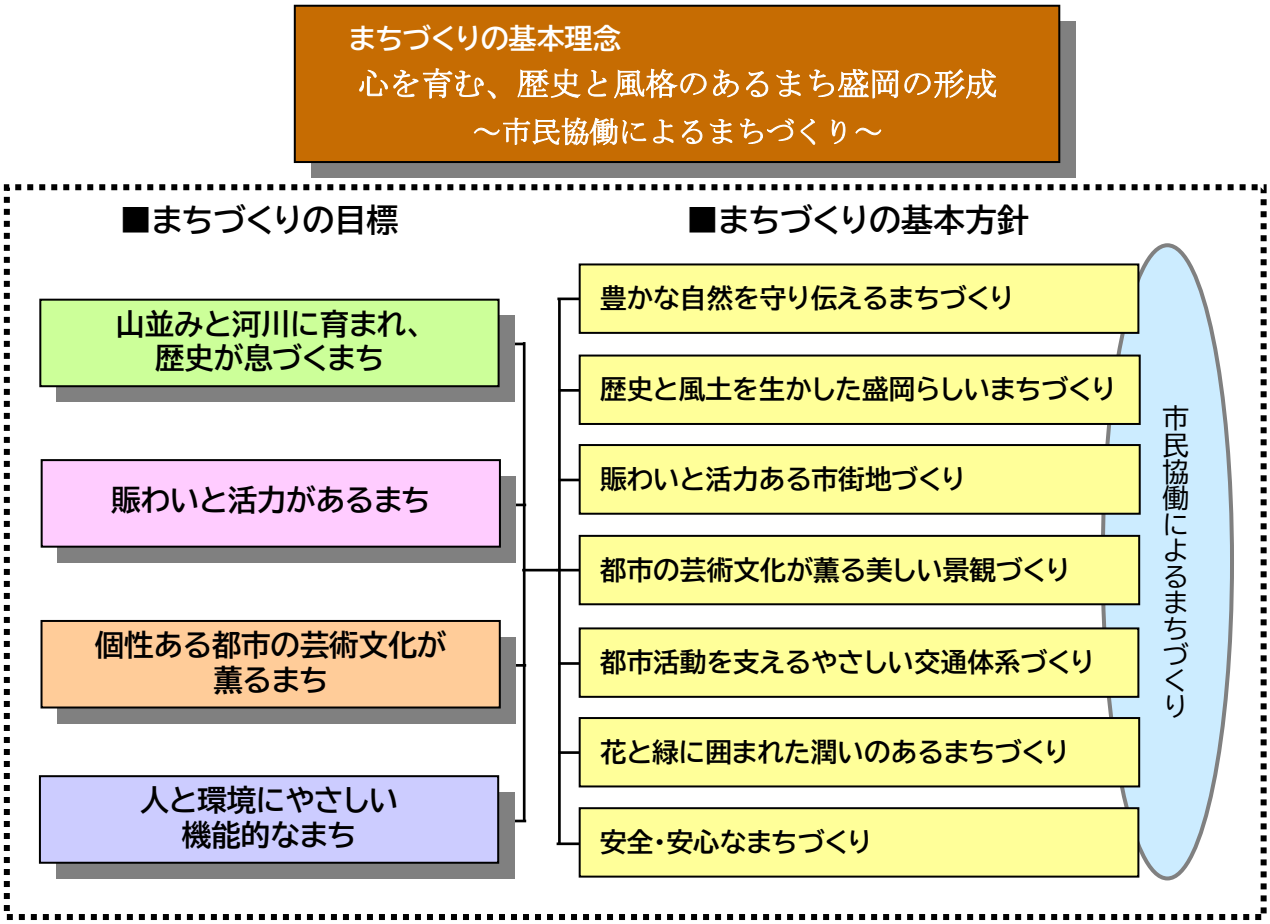

また、まちづくりの基本理念を広く市民の方々に知っていただくためのキャッチフレーズは次のとおりです。

みどり、にぎわい、なつかしさ
－私のまち盛岡をみがこう！－

「みどり」は周辺の山々や白鳥の飛来、鮭の遡上する河川などの自然を、「にぎわい」は県都としての活力を、「なつかしさ」はいつの時代にも記憶の残るまちを表し、そして「私のまち盛岡をみがこう！」に一人ひとりが手を取り合ってまちづくりを進める気持ちを込めています。

（2）まちづくりの目標

本計画では、私たちがめざす将来像としての「まちづくりの目標」を、以下のとおり定めています。

目標1 ： 山並みと河川に育まれ、歴史が息づくまち

市街地を貫流し、本市の代表的な河川である北上川・雫石川・中津川は、そこに生息する草木や小鳥、飛来してくる白鳥、遡上してくる鮭等と相まって、河川越しに望まれる岩手山や姫神山などの山並みと融合し、盛岡の自然を感じさせてくれます。

一方、城下町として形成された市街地には、歴史ある建物やまちなみ、川岸の石垣や町名などに往時の風情が残されています。また、市の東部及び西部に広がる丘陵地や山林は、自然とのふれあいが楽しめ、私たち市民の憩いの場ともなります。

このように先人たちが大切にしてきた盛岡の魅力を、まちづくりの中に生かします。

目標2 ： 賑わいと活力があるまち

盛岡は、城下町として形成されて以来、盛岡藩の政治、経済の中心として発展してきました。また現在では、県都として行政・経済の中心であるとともに、新幹線や広域的な道路網の整備により交通の結節点として盛岡広域都市圏や岩手県はもとより、東北の交流拠点となっています。これからも、この機能を充実しつつ多様な活動と交流の場、情報発信の場として、賑わいと活力のあるまちづくりを進めていきます。

目標3 ： 個性ある都市の芸術文化が薫るまち

市内には歴史的な建物やまちなみが残され、これらとの調和を考えた新しい建物、彫刻や歌碑等は、まちを歩く人に芸術や文化を感じさせるものであり、美しい景観と相まって盛岡らしさをかたちづくってきました。

さらに、都市の芸術文化を守り育てる取組とともに、それを担う多くの人材を生み出してきました。

これらからも、地域ごとの個性を生かした美しい景観づくりやコミュニティの活性化などをとおして、日常の暮らしのなかでまちなかの芸術文化を感じることができ、私たちがそれを誇りに思うような盛岡らしい素敵なまちをつくります。

目標4 ： 人と環境にやさしい機能的なまち

現代に生きる私たちには、現在の環境を良好な状態に維持し、次の世代へ引き継ぐ責任があります。

そのためには、資源の節約や循環利用の促進、再生可能なエネルギーの導入など、環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

さらに、コンパクトで機能的なまちづくりや、高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを進め、安心・安全で持続可能な都市の形成を図ります。

（3）まちづくりの基本方針

「まちづくりの目標」を実現するための考え方を、引き続き「まちづくりの基本方針」として、以下の７つとし、基本方針の実現のため市民協働のまちづくりを進めます。また、新たな検討テーマに対する取組を基本方針に反映します。

基本方針1 ： 豊かな自然を守り伝えるまちづくり

東部及び西部の丘陵地や山林は豊かな自然環境を有しており、農林業の場であるとともに、私たちの生活を支える水源地域であることから、今後とも良好な環境を保全します。

また、市街地周辺に広がる農地や山林は、食糧など生産の場としての活用を図り、担い手の確保や都市との交流を図りながら、これらを守り伝えてきた地域のコミュニティを維持します。

基本方針2 ： 歴史と風土を生かした盛岡らしいまちづくり

城下町としての風情を伝える建物やまちなみ、樹木や河川をまちづくりに生かすとともに、市街地から周辺の山並みの眺望を大切にしたまちづくりを進めます。

また、来訪者が盛岡の歴史と風土を感じとれるような魅力的なまちづくりを進めます。

基本方針3 ： 賑わいと活力がある市街地づくり

東北の交流拠点としての優位性を生かし、コンベンション機能など多様化する新たな機能の受け皿として、交流を活発にするまちづくりを進めます。

県都そして盛岡広域都市圏の中心としての機能集積をさらに高め、コンパクトで健全な市街地を形成します。

中心市街地においては、歩行者中心のまちづくりを進めるとともに、低未利用な土地・建物の活用や更新を進め、魅力あるまちなかの再生を図ります。

また、広域交通の利便性など、立地特性に応じた土地利用を図り、工業等の振興と雇用の創出に資するまちづくりを進めます。

さらに、地域における人々の繋がりを大切にするよう、コミュニティに配慮したまちづくりを進め、賑わいと活力ある市街地をつくります。

基本方針4 ： 都市の芸術文化が薫る美しい景観づくり

多くの先人たちによって創造されてきた芸術文化をまちづくりに生かしながら、次世代に継承する美しい景観づくりを進めます。

基本方針5 ： 都市活動を支えるやさしい交通体系づくり

都市活動を支える交通は、目的や場所、時間などに応じて適切な交通手段で移動できるよう、広域的な交通網を確保しながら、市街地を中心に公共交通を利用しやすくするとともに、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる交通環境を確保し、自動車に過度に依存しない「ひと・まち・環境にやさしい」交通体系をつくります。

基本方針６ ： 花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくり

市街地の周辺の丘陵地や農地、公園や河川は、都市空間に四季の自然や潤いを与えてくれることから、身近に花や緑を感じられる場として大切にするとともに、これらをまちづくりの中で生かすため、水と緑のネットワークを形成します。

基本方針７ ： 安全･安心なまちづくり

脱炭素社会の実現に向けた二酸化炭素排出抑制や、地震や風水害等の自然災害のリスクを回避・低減、防犯やユニバーサルデザインなど、ＳＤＧｓに基づいた取組を推進することにより、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

3. 将来都市構造

「まちづくりの目標」や「まちづくりの基本方針」のもと、本市の都市計画を具体的に進めるうえで、土地利用や交通、また本市の特色である河川や山並みなどとの調和をどのように考えていくかは、目標や基本方針の実現に大きく関わります。

また、これらの考え方は時代を越えて引き継がれていくことから、都市の将来の姿を見とおした考え方をしっかりと持つ必要があります。

このため、目標や基本方針を踏まえ、将来にわたる土地利用や交通、水と緑などの考え方を、「将来都市構造」として位置づけています。

また本市は、歴史的に、また都市機能的に周辺の市町との結びつきが強く、一体の都市を形成していることから、将来都市構造は周辺市町も考慮することとします。

【1】将来都市構造の基本的な考え方

都市構造を考えるにあたり、まちづくりの目標やまちづくりの基本方針、市民からの意見などを踏まえ、基本となる考え方を次のように定めます。

（1）市街地と自然環境が調和する都市構造

- 本市における市街地形成は、都市の成長に伴う開発圧力が東西の丘陵地や山林に及ばないよう土地利用を誘導し、市街地と周辺の自然環境が調和する都市構造を築いてきました。
- 玉山地区では、鉄道の駅周辺と幹線道路沿いに市街地が形成されており、都心を中心とする市街地と従来から相互に関連しながらそれぞれ役割を果たしてきており、合併によりその結びつきが一層強いものとなりました。
- 丘陵地や山林については、自然環境の保全を優先する区域と、自然環境と土地利用の調和を図る区域を設定することとします。

（2）コンパクトな都市構造

- 本市の中心市街地は他の都市と比べ人口密度も比較的高く、市街地も小さく形成され商業施設などが集積している中心部へ近づきやすい構造となっています。
- 本格的な人口減少を見据え、今後も持続可能でコンパクトな都市構造の形成を目指します。

都市構造の基本パターン

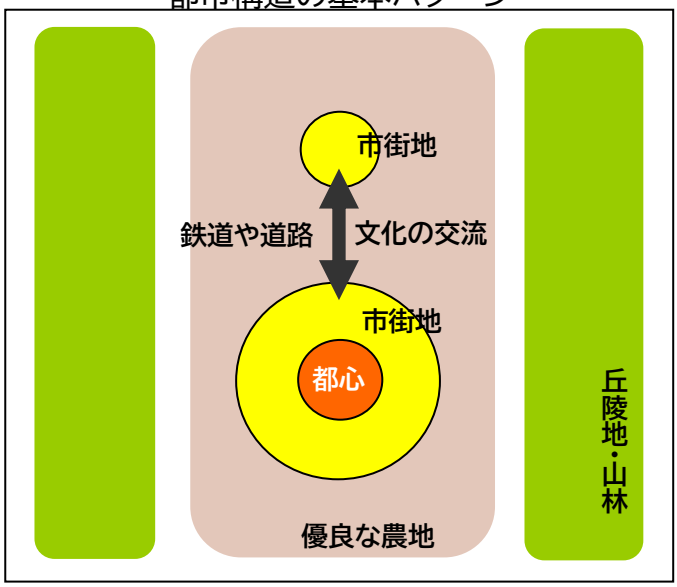

（3）土地利用と交通を一体と考えた都市構造

・　土地利用は、交通によって使われ方や拡大の向きが変わってきます。また、交通は、土地利用によって発生する量や質などが変わってくるなど、お互いに密接な関連があります。このため、土地利用と交通を一体的に考え、適切な土地利用と交通の確保が図られるような都市構造とします。

・　主要な市街地の特性に応じて、現中心市街地との結びつきを公共交通の軸の充実により強化し、公共交通軸を中心としたコンパクトな市街地の維持・形成を目指します。

【2】将来都市構造の組み立て

都市構造を考えるにあたり、段階的に次の４つに分けて考え、それぞれの考え方を一体として将来都市構造とします。

（1）土地利用の主な配置と方向性

本市の地形的な特色を考慮しながら土地利用を大枠に区分し、その方向性を示します。

（2）市街地の形成

商業、業務、住居等の都市機能が集まる市街地形成の考え方を示します。

（3）市街化調整区域の土地利用方針

市街化調整区域における農地、集落、既成団地等の土地利用の基本的な考え方を示します。

（4）都市のネットワーク

市街地形成の基本となる鉄道や道路の交通施設の考え方を都市交流のネットワークとして示します。また、河川やそれぞれの地域にある緑が一体となっている本市の特色を表すよう、水と緑のネットワークとして示します。

本市における将来都市構造の組み立て

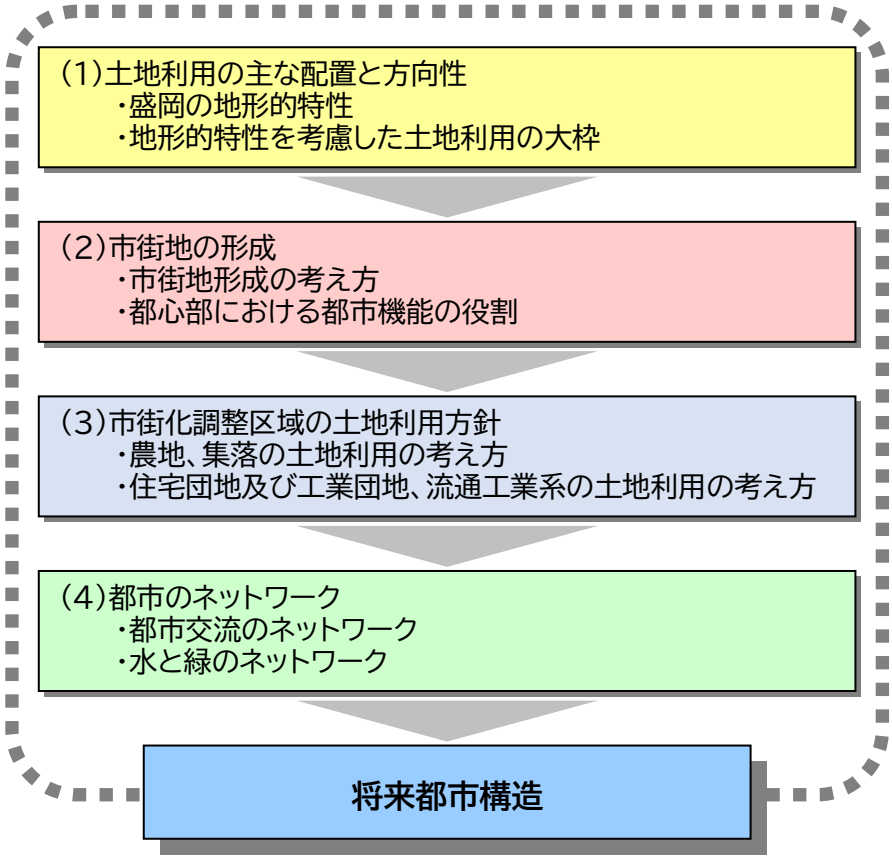

（1）土地利用の主な配置と方向性

本市の土地利用は、山林、農地、市街地に大きく区分することができます。

山林については、私たちとの関わりから次のように区分します。

水源や貴重な自然を有する地域を「自然保全ゾーン」とし、適切な管理のもと、今後も山林として自然環境の維持・保全を図ります。

市街地に近い丘陵地や山林は、「都市環境調和ゾーン」とし、山林を基本としながら、自然環境と市民生活との関わりをバランスよく保つよう、公園やレクリエーション施設など、市民が緑を享受できる公共公益的な土地利用を図ります。

市街地周辺に広がる農地は「田園・樹園ゾーン」として農業の活動を基本とするとともに、市街地周辺から丘陵地に広がる緑のゾーンとして都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ります。

市街地は「市街地ゾーン」として平野部に配置し、効率的で機能的な土地利用を基本に良好な市街地の維持と充実を図ります。

さらに、本市の商業、業務等の機能を集約した中心市街地を「都心ゾーン」とし、都市機能の集積と充実を図ります。

これらのゾーンの大まかな配置は、図のようになります。

土地利用のゾーン

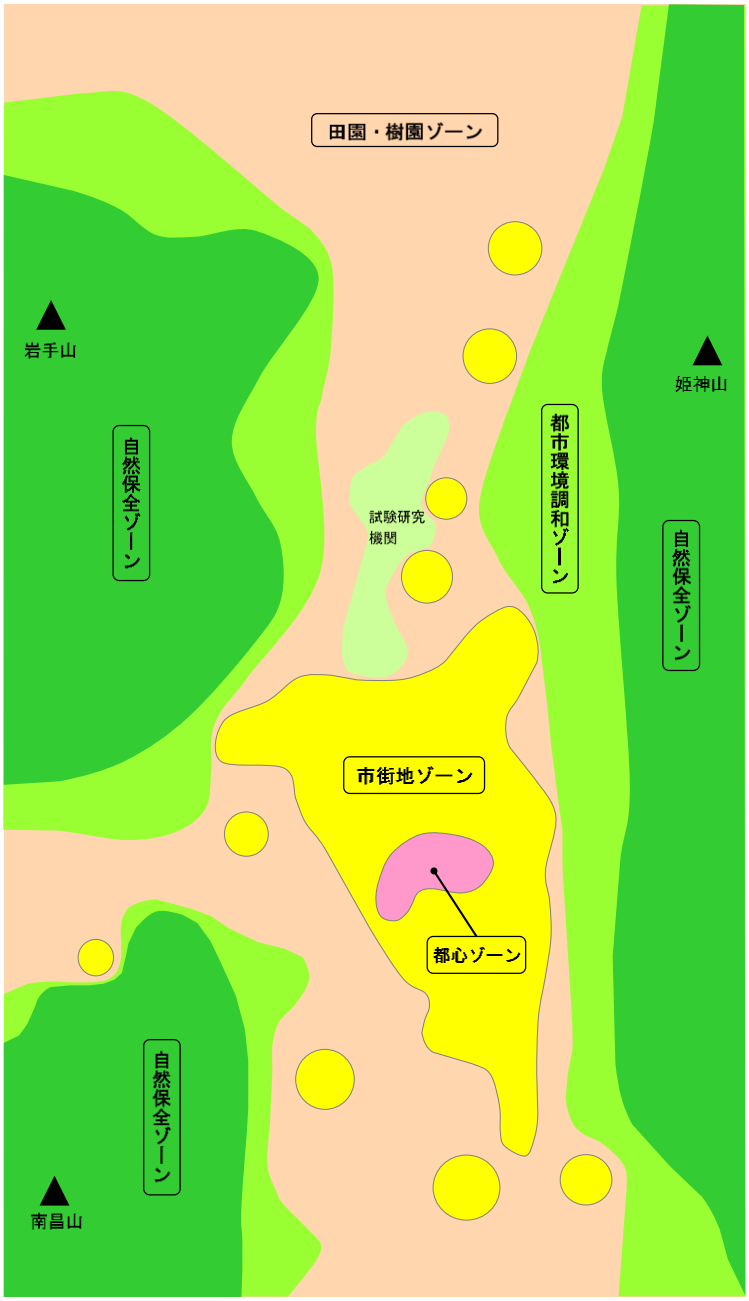

（2）市街地の形成

本市の市街地については、人口減少や少子化・高齢化、経済財政の状況、環境への配慮など情勢の変化の中で、より効率的で機能的な市街地形成が求められています。

また市街地と東西の丘陵地などの自然環境が調和する、本市の都市構造を維持するために、市街地の形成については次のように定めます。

①　市街地形成の状況

・　本市の市街地の形成は、幹線道路に沿った拡大が行われてきました。また地形的な特性から、特に南の方向との交通の結びつきが強く、南北方向に市街地が連続しているのが特徴です。

・　本市は、市街地が拡大しようとする力を南の平野部に誘導するため、中心市街地から盛岡駅西口地区と盛岡南地区において、はしご状の道路網を整備してきました。

この整備により、各地区において環状的な道路利用も行なわれ、交通の利便性が高く連続した市街地がコンパクトに形成されました。

・　市街地の中心となる都心ゾーンにおいては、「盛岡らしさ」と「賑わいと活力あるまちづくり」を行いながら活性化を図り、新たな都市機能については盛岡駅西口地区や盛岡南地区への集積を図っています。

② 市街地形成の考え方

- 都心ゾーンは、本市や本市と一体的に都市を形成している矢巾町や滝沢市、県全体を含めた地域の中心としての都市機能の集積を図る地区とし、商業･業務系を中心とした土地利用を図ります。
- 都心ゾーンの周辺部は、居住を主体としながらも、商業業務の機能なども併せ持った土地利用とします。
- その周辺は、居住を主とした土地利用とし、特に東側の地区は丘陵地にも近接していることから、これらとの調和を図るため、主に低層の住宅を主体とした土地利用とします。
- 玉山地区は、北部の拠点として駅周辺の都市基盤整備を行い、主に低層の住宅を主体とした土地利用とします。
- 工業地は、農業や自然環境との調和を図りながら、主に北上川の上流部と下流部、西側の丘陵地に接する平坦地や高速道路のインターチェンジ周辺等に配置します。
- また流通業務地は、高速道路と国道等幹線道路の結節点の周辺地区に配置します。
- 土砂災害危険箇所など、災害リスクが高い区域などにおいては、居住の誘導は行わないこととします。

市街地と土地利用の配置パターン

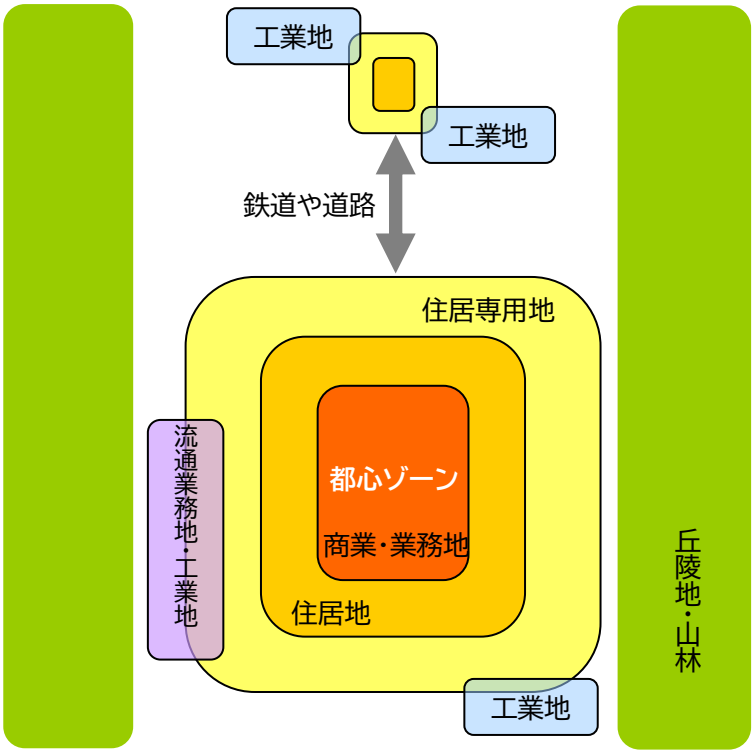

（3）市街化調整区域の土地利用方針【新規】

市街化調整区域は、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地や自然環境の保全を図る区域です。一方、人口減少、少子化・高齢化の進行などにより、集落におけるコミュニティの維持や地域活力の低下等が課題となっており、更にはこれが農地や自然環境の荒廃につながることが懸念されています。

また、開発許可を受けて形成された大規模住宅団地や工業団地においては、許可当時の基準が適用されるため、時代の変化に合わせた新規の立地や更新などが課題となっています。

このほか、盛岡広域都市圏の商業を支える流通や、雇用を支える工業の用地の確保が課題となっています。

これらの課題に対応するため、次のとおり市街化調整区域の土地利用方針を定め、地域の特性に応じて柔軟な土地利用を推進する必要があります。

このようなことから、市街化調整区域における土地利用に対する基本的な方針を次のとおりとします。

① 市街化調整区域においては、農林業を中心とした土地利用に変わりはないため、引き続き市街化を抑制することを基本とします。

② 農村部においては、人口減少に一定の歯止めをかけ、集落を維持するため、農村部の資源（農地、家屋等）の有効活用を図ります。ただし、その規模は、地域コミュニティを維持する範囲とし、夜間人口増加を目的とした開発許可制度の運用は行わないこととします。

③ 既成の大規模住宅団地及び工業団地については、時代に合わせた許可基準の運用により、当該団地の維持を図ります。

④ 流通工業系の土地利用については、高速交通網の利便性の高いインターチェンジ周辺とし、農林業との調和を図りつつ立地ニーズに合わせながら、土地利用を図ります。

図 市街化調整区域の土地利用方針の位置づけ

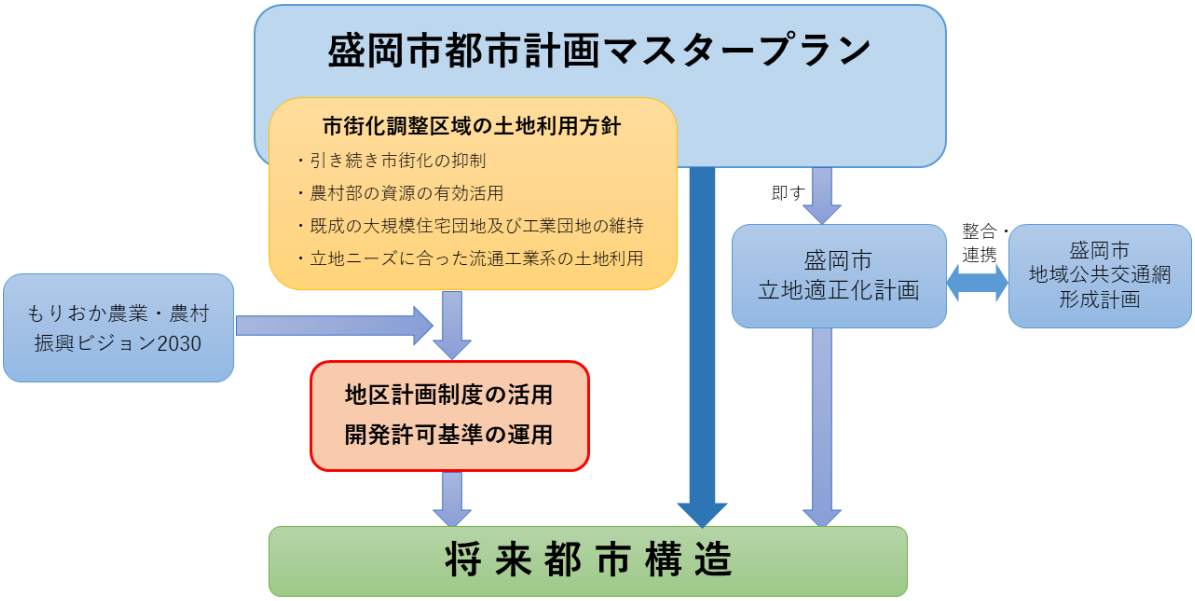

（4）都市のネットワーク

①　都市交流のネットワーク

東北の交流拠点、県都や盛岡広域都市圏の中心として盛岡の都市交流を支えるためには、多様な交通手段の特性を生かした複合的で機能的な交通ネットワークを形成することが必要です。

都市交流のネットワーク

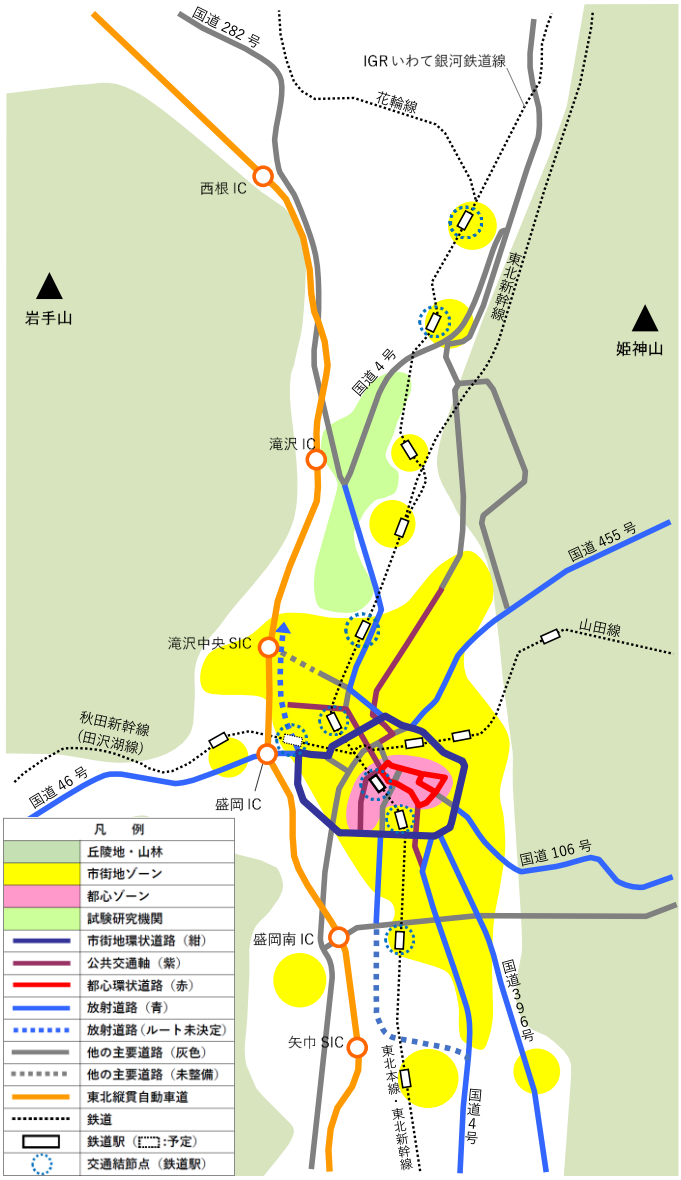

- 本市と県内外の都市や地域とを結ぶネットワークは、経済や観光面での交流のほか、救急医療などを支える側面も持っています。このことから、高速交通網との円滑な接続を確保するとともに、主要国道における所要時間の短縮や災害に強い道路などの充実を図る必要があります。
- 滝沢市や矢巾町など隣接市町から本市への通勤通学、通院、買い物などの交流が円滑になされるよう、本市を起点とする鉄道網を有効に活用するとともに、自動車交通に対しては主要な国県道を利用した複合的なネットワークを形成します。
- 青山地区など周辺市街地と中心部を結ぶネットワークは、通勤通学交通の円滑化や既成市街地の集約性を維持するため、公共交通軸の明確化とその充実を図り、バスや鉄道を中心としたネットワークを構築します。また、玉山地区においては、鉄道を公共交通の軸としながら道路との有機的な結びつきが図られるようなネットワークを形成します。
- 中心市街地では、買い物や観光などを中心とした様々な交流に対して、回遊性を高めて活性化に資するよう、歩行者及び自転車が安全・快適に移動できる空間を確保するとともに、バス路線とも結びつけながらネットワークを形成します。また自動車交通に対しては、中心市街地の経済活動に配慮しながら、単に通過するだけの交通については抑制し、各地域からのアクセス交通を二つの環状道路で段階的に受止めるネットワークを形成します。
- 都市の交流を支えるネットワークについては、自家用車利用を抑制し、公共交通や自転車の利用促進を図ることとし、中心市街地では徒歩や自転車を主体としつ

つ、郊外部では自家用車利用とのバランスを図るなど、地域特性に応じたネットワークを形成することとします。

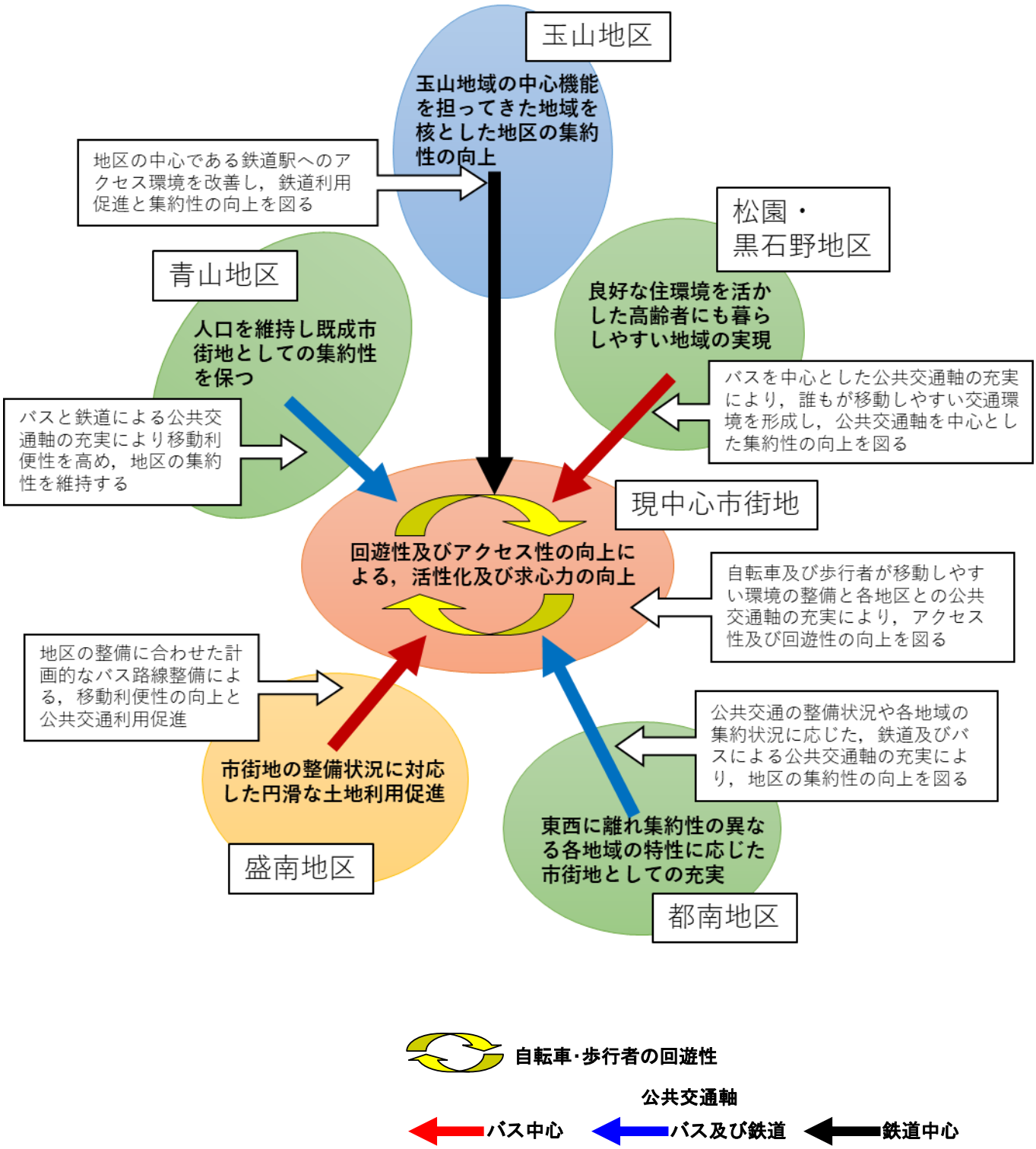

②　水と緑のネットワーク

本計画では、東西の丘陵地や山林、市域を流れる河川、市街地周辺に広がる田園や樹園、また市内各所の緑や公園等によって構成される、水と緑によるゆとりと潤いのある空間として「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。

- 市街地に接する東西の丘陵地や山林は、本市の個性的な自然景観を形成する大切な要素であり、自然とのふれあいの場となっていることから、今後とも維持保全を図ります。
- 市街地を囲む田園や樹園、北部に立地する農林業の試験研究機関は、市街地周辺における緑の空間として保全と活用を図ります。
- 山林を源として流れる河川は、私たちに潤いを与えるとともに、水辺のレクリエーションの場となっていることから、今後とも保全と活用を図ります。
- 中央公園などの大規模な公園、近隣公園及び街区公園と、東西の丘陵地や山林、田園・樹園とが相互に連携し、都市全体において水と緑があふれ、ゆとりと潤いのあるまちづくりを図ることとします。

水と緑のネットワーク

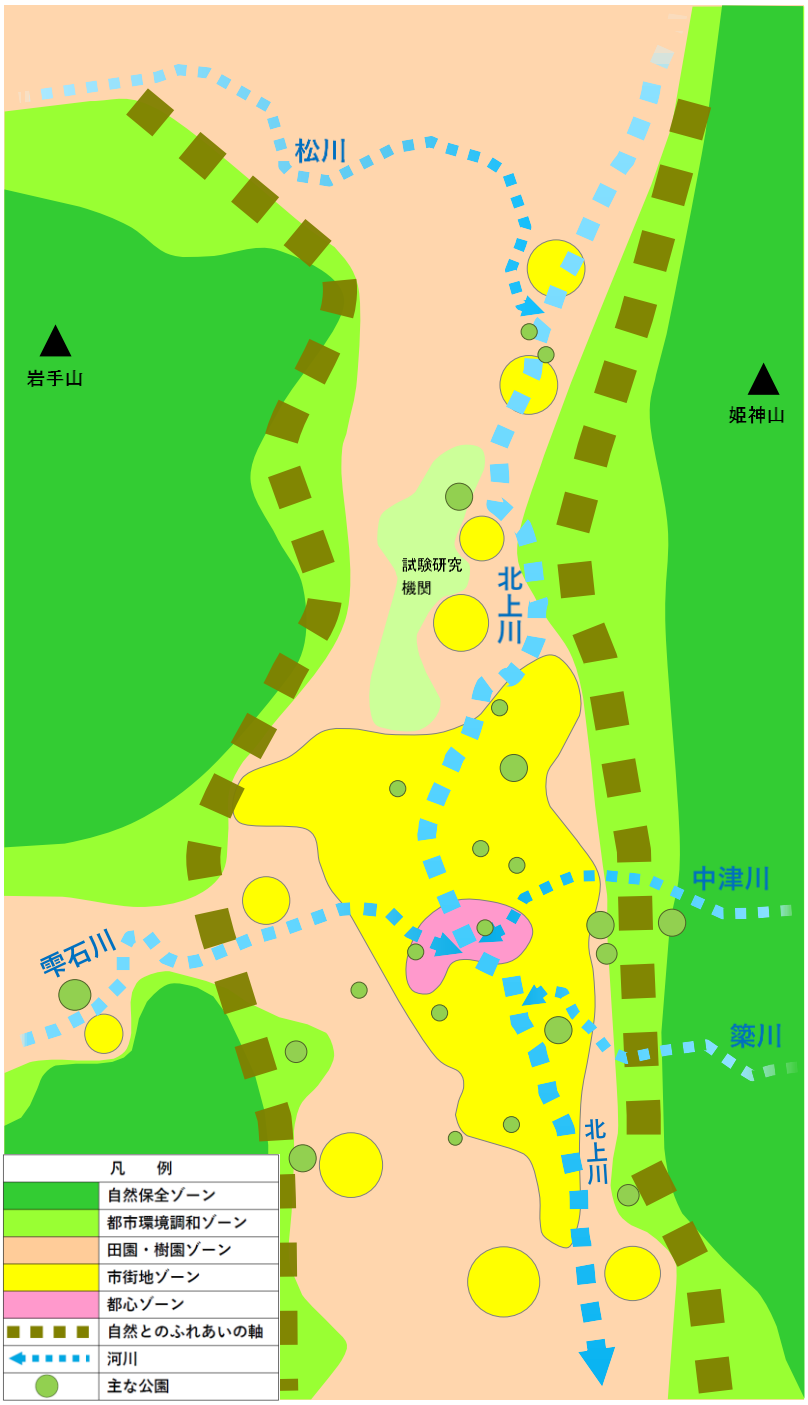

【3】将来都市構造図

これまでに述べた将来の都市構造を総合すると、以下のとおりとなります。

本市の将来都市構造図

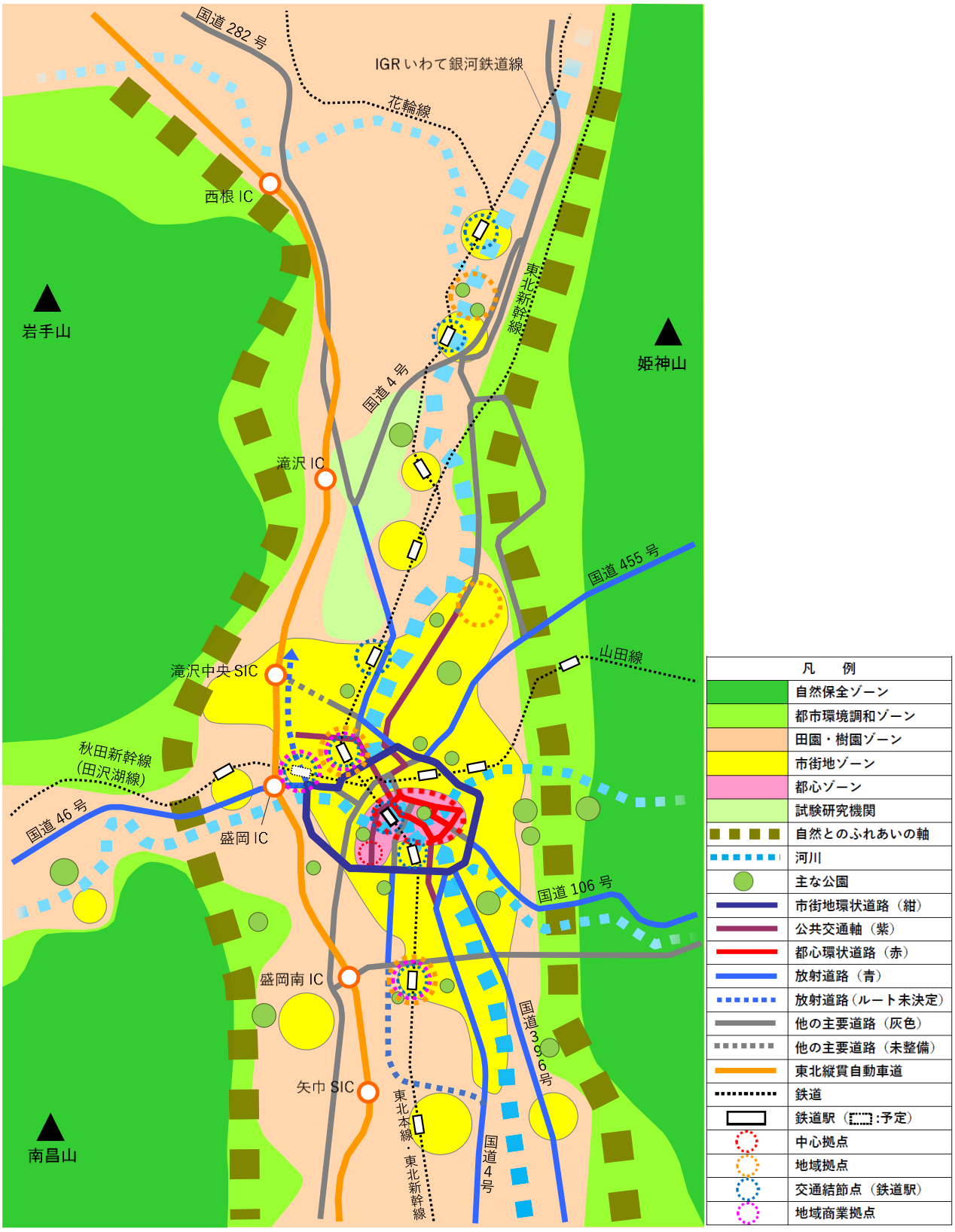

4. 都市整備の方針

都市整備の方針は、まちづくりの基本方針を受け、まちづくりの目標を達成するために必要な都市整備の取組を示したものです。

まちづくりの目標を達成するためには、まちづくりの基本方針ごとに、土地利用、交通体系、都市施設、都市景観、自然環境などの各分野における一致協力した取組が必要です。

方針1 ： 豊かな自然を守り伝えるために

（1）これからも周囲の山々や丘陵地の自然環境を保全します。

・　貴重な資源である豊かな自然環境を次世代に継承し、また水道の水源地域の環境を保全するために、山林や丘陵地等保全を図る地区には原則として住宅地等の市街地の拡大が行われないよう規制を図ることとします。

（2）市街地に近接する緑地を都市との交流の中で活用します。

・　玉山地区や西部地区などにおいては、山林や農地など景観や地形的な特徴のほかに、市街地にない暮らし振りなどの魅力を有しています。このような資源を活用して、市民やＮＰＯ、企業などとの連携により、グリーン・ツーリズムなど近接する都市との交流を進め、市民の多様な余暇活動を生み出す場として活用します。

・　地域コミュニティの維持・活性化のため、自然にふれあうような新たな居住スタイルに対応した宅地の確保など定住化の支援を図ります。

・　下太田、下飯岡などの市街地に近接する既存の集落においては、農業との調整を図りながら地区計画などの手法による計画的な生活基盤整備を図ります。

（3）山林や農地の保全、既存集落の活性化を図ります。

・　市街化調整区域においては、無秩序な市街化の抑制と農地や森林、集落等の保全を前提としつつ、耕作されていない農地や空き家の利活用を図ります。

・　既存コミュニティの維持・活性化の観点から、グリーン・ツーリズム、６次産業化及び地場産材と特産品の利用拡大など、地域の特性を生かした取組について、農林業の施策に対応した土地利用を図ります。

方針2 ： 歴史と風土を生かした盛岡らしいまちをつくるために

（1）市街地からみた山並みの眺望を確保します。

・　本市は、市街地の周囲に山並みや丘陵地があり、それを源に河川が流れている「蔵風得水」の地とされています。市街地から見る自然の景観は、盛岡固有のものであり独特の風情を醸し出しています。そのため、市街地からみた山並みの眺望を確保するよう今後も建物の高さや立地について適切な誘導を図り、山並みの眺望と調和が図れるまちづくりを行います。

・　特にも、橋を通した眺めや盛岡城跡公園（岩手公園）など、本市の特色となっている場所からの眺めを大切にします。

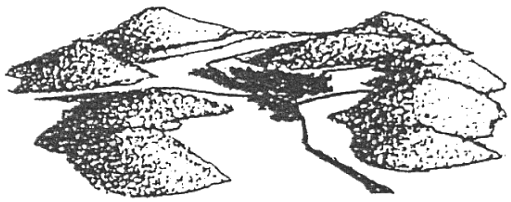

＊蔵風得水（ぞうふうとくすい）

北に山を負い、東西に丘陵をもち、南に平地流水を臨む地形をいう。

（樋口忠彦『景観の構造』(技報堂出版㈱)）

（2）歴史的景観と調和したまちなみを誘導します。

・　本市の歴史と文化を守るため、旧市街地に残る城下町の風情を感じるまちなみや歴史的建造物の周辺においては、歴史的景観に調和したまちづくりが必要です。そのため、個々の建物の形態や意匠などについて、周囲の景観に調和するよう適切な誘導と規制を図り、地域の個性を生かした魅力的なまちづくりを進めます。

（3）河川空間の魅力を向上させるとともに、河川と調和した建築物の誘導を図ります。

・　本市では市街地を河川が流れ、まちなみに潤いと季節感を添えるなど重要な景観要素となっています。このような恵まれた環境をまちづくりに生かすため、建物など都市景観の形成や、市民が気軽に河川と親しめるような親水空間や、回遊しながら散歩などを楽しめるような空間の整備を図ります。

・　市街地の橋から見た周囲の丘陵地や山並みの自然景観は、市民の誇りでもあり、そのため、河川敷からの景観とともに市街地における橋も重要な視点場と捉え、周囲の景観を損なわないよう河川沿いの建築物については、盛岡市景観計画に基づいて適切に誘導します。

・　北上川や中津川が流れる市街地の中心部においては、川の魅力を生かした空間整備による潤いのあるまちづくりを進めます。

方針３ ： 賑わいと活力がある市街地をつくるために

（1）都市圏の市街地の低密な拡大を抑制し、コンパクトな市街地を形成します。

・　秩序ある土地利用を図るため、市街地の低密な拡大（拡散）が行われないよう、居住の誘導及び都市機能の集積を図ります。
・　都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設については、計画的な立地制限を行うことにより、市街地の健全な土地利用のバランスを図ります。

（2）住環境やコミュニティに配慮した市街地の形成を図ります。

・　既存の市街地において住環境の改善が求められる地区においては、地区計画制度の導入や民間開発への適切な指導により、道路整備や適切な土地利用の誘導などを図るほか、暮らしを支える日常サービス機能の充実が図られるよう、良好な市街地の形成を推進します。
・　既存の住宅地においては、コミュニティに配慮した土地利用や道路・公園等の都市施設の整備や維持管理により、住み良い住環境の形成を図ります。
・　郊外の住宅地では、良好なコミュニティを維持するとともに、ゾーンバスなどの整備により都心地区とのアクセス性の向上を図ります。
・　市街地に残るまとまった規模の農地については、地区計画制度の導入により計画的な道路等の生活基盤の整備を促し、良好な居住環境を有する宅地整備を誘導します。また、市街地に散在する農地や耕作されていない農地については、家庭菜園等への活用を通じて緩やかに宅地化をめざすほか、市民の交流などによる地域の活性化の方策を検討します。

（3）既存の市街地の活性化を図り、効率的な土地利用を図ります。

・　中心市街地においては、道路や鉄道、バス交通など既に整備されている社会基盤を有効に活用して都心機能を高め、効率的な土地利用を図ります。
・　都心周辺部の大慈寺地区においては、地域の特徴である歴史的まちなみを活用したまちづくりを行い地域の魅力を高めるとともに、観光などの新たな産業と交流の創出による地域の活性化を図ります。
・　松園ニュータウンなど少子化・高齢化が急速に進行している郊外の大規模住宅団地では、多様な主体との連携のもと、生活利便施設や就業の場等の多様な機能の導入や、空き地や空き家の抑制等により誰もが安心して住み、働き、交流できる場としての再生を図ります。
・　現在施行中の土地区画整理事業については、事業の早期完了をめざし、その促進を図ります。また、事業に長期未着手の区域においては、生活道路や下水道の整備などにより、生活環境の改善等を図ります。

（4）都市に必要な機能の確保と効率性を高めます。

・　中心市街地と盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区は中心拠点として、それぞれの地域特性を生かした機能分担を行い、連続的に都心を形成すると共に都市機能の集積を図ります。また、東北の交流拠点としての優位性を生かして、盛岡都市圏はもとより岩手県の中心としての機能を強化します。

・　市全体として商業のバランスが図られた発展が行われるよう、商業施策と合わせた適切な商業地の土地利用を図ります。また、工業系及び住居系の土地利用を図っていく地域においては、大規模集客施設の立地を制限します。

・　地域の拠点や交通結節点である鉄道駅周辺においては、地域の賑わいを創出するために、商業施設や交流施設などを誘導します。

・　新たな工業地や流通業務地は、高速道路のインターチェンジや貨物駅周辺、盛岡南新都市地区、盛岡工業団地周辺等に用地を確保し、土地利用を誘導します。

・　産業の振興と雇用創出のため産官学連携による新産業創出と研究開発型産業の企業誘致政策を推進し、盛岡南新都市地区のゆとりある市街地に研究開発型企業の誘致を図ります。また盛岡工業団地等を高度技術集積型産業の導入拠点に位置づけます。

（5）中心市街地の再生と魅力向上を図ります。

・　中心市街地は都市形成の核として、市街地の活性化の支援や市街地再開発事業、観光機能を有する施設の整備を通じ、都心機能の維持発展を図ります。また、街路空間を車中心から人間中心の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場の創出に取り組むことにより、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指します。

・　中心市街地の活性化に向けて、来街者の増加などを図る取組を推進するほか、低未利用土地等の発生の抑制や既存ストックの有効活用などにより、魅力にあふれた活気のあるまちづくりを推進します。

・　官公庁等の建物の老朽化に伴う更新が必要となっている内丸地区については、歴史性や周辺の環境を生かしながら、都市の中心拠点としての再生を図ります。

・　盛岡城跡公園（岩手公園）の周辺地区では、歴史文化施設、街路や河川の整備などを通じ、風格と賑わいのある魅力的な都心の形成による、求心力のあるまちづくりを進めます。

・　河南地区は、更新を予定する盛岡バスセンターの整備、大型商業施設の撤退に伴う跡地の市街地再開発事業により、バスターミナル機能と賑わい機能を高め、中心市街地へ訪れやすい環境づくりを進め、賑わいの再生につなげます。

・「市街地からみた山並みの眺望確保」、「歴史的景観と調和したまちなみの誘導」や「河川空間の魅力確保」等によりまちなかでの観光の魅力を高め、交流人口の増加を図ります。

・　眺望確保や魅力あるまちなみの誘導に配慮しながら、中心市街地周辺における住居系建築物の立地等により、中心市街地を支えるまちなかの定住人口を確保します。

・　公共交通によるアクセス性が高く、バスや自転車、徒歩の利用が快適であり、高齢者などにも優しい中心市街地を形成します。

方針4 ： 都市の芸術文化が薫る美しい景観をつくるために

（1）それぞれの地域の個性を大切にした景観の形成を図ります。

・　中心市街地においては、まちの魅力を高めるため、盛岡市景観計画のもとで、山並みの眺望や河川景観、歴史的景観、街路景観など、各地域の特性と調和させながら、歩行者に快適で賑わいと活性化に寄与する景観を形成します。
・　住宅地等の既存の市街地においては、それぞれの持つ地域の個性を生かすなど、快適な住環境の保全と良好な景観の形成の調和による魅力あるまちなみづくりを推進します。さらに重点的に景観形成を図るべき地区では、市民との協働により地域の特徴を最大限に生かし、また良好な景観を守り、創り、育てることにより地域の魅力を高め、活力あるまちづくりを推進します。
・　石川啄木や宮沢賢治などの先人の業績や、地域の伝統文化を大切にした魅力あるまちづくりを推進します。
・　景観重要建造物に指定されている紺屋町番屋、市指定文化財である石川啄木新婚の家などの歴史的資源を維持・保全し、中心市街地における歴史的なまちなみの魅力向上を図ります。

（2）新たな市街地にも魅力あるまちなみをつくります。

・　盛岡南新都市地区や盛岡駅西口地区などにおいては、それぞれの開発コンセプトに合わせた魅力あるまちなみの創出に取り組みます。

方針5 ： 都市活動を支えるやさしい交通体系をつくるために

（1）都市間の交流や、人や物の移動を支える交通網の整備を図ります。

・　東北の交流拠点としての優位性を最大限に生かすため、県内外の都市や地域との交流が円滑に図られるよう、高速道路や主要駅へアクセスする幹線道路や交通結節点などの整備改善、広域的な幹線道路の整備促進を図ります。
・　都市機能の集積状況や将来的な人口分布を踏まえ、中心部と居住地を繋ぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。
・　幹線道路の整備を進めるとともに、既存道路も活用しながら、幹線道路としての基本的な機能を補完することにより、早期のネットワーク形成を図ります。
・　田園・中山間地区の集落内の移動や最寄りの拠点との連絡、周辺都市の住民生活に必要な広域移動や観光、ビジネスなどに対応した誰もが利用しやすい公共交通網を形成します。

（2）環境への影響を考え、通勤･通学や買い物などの交通は、公共交通や自転車を利用しやすくします。

・　環境への負荷を低減し、朝夕の通勤・通学交通を中心に自家用車から公共交通や自転車への転換を促進するため、ソフト施策と併せて公共交通や自転車の利用環境を整備します。
・　中心市街地と主要な各地域を結ぶ公共交通軸の充実・強化のため、バス優先の走行環境整備やバスと鉄道の結節強化を図るなど、交通網の整備を図ります。
・　本市では、自転車を誰でも気軽に利用できる交通手段として位置付け、利用促進を図ることとしており、自転車通行帯等のネットワーク化や駐輪場の確保を図ります。

（3）より効果的･効率的な道路整備を進めていきます。

・　市街地においては、公共交通の利便性向上や中心市街地の活性化を支える視点で、効果的かつ効率的な道路整備の促進を図ります。
・　自転車の走行空間を新たに整備する道路に確保するとともに、既存の道路空間を活用し確保できるよう工夫を図りながら、自転車走行空間のネットワーク化を推進します。

方針6 ： 花と緑に囲まれた潤いのあるまちをつくるために

（1）市街地に近接した緑を守ります。

・　身近に緑とふれあうことのできる潤いのある生活が送られるよう、市街地に近接する緑を守ります。
・　グリーン・ツーリズムなどの地域間の交流を通じ、市街地周辺の農地の保全を図ります。

（2）市街地の中において、身近な緑を増やします。

・　盛岡らしい貴重な緑を後世に継承するため、街路樹の計画的な保全や公園施設の長寿命化などについて、多様な主体との協働により、持続可能な緑の環境を整える取組を進めます。
・　公募設置管理制度（Park-PFI 制度）などの活用により民間活力を生かした整備を行うとともに、緑化支援制度等の見直しと推進を図りながら市民や民間企業による緑化を促進します。
・　住宅地においては、生垣などによるまち全体の緑を増やしていくような取組を進めるなど、個々の住宅における緑の創出を誘導します。
・　公園や緑地などを、緑道、歩道、自転車道、河川敷の散策路などにより結ぶネットワークの整備を図ります。
・　市街地と里山などを結び自然に親しめるよう、今後も自然散策路などの整備を図ります。
・　日常的なレクリエーションの場や災害時の避難場所として、また自然や歴史的環境の保全と活用を図るため、計画的に公園や緑地を確保します。

（3）清流を守り、より親しみやすい川になるよう工夫をします。

・　市街地では、貴重なオープンスペースであり、市民の憩いの空間でもある河川空間においては、安全性を十分に踏まえた上で自然環境や生態系に配慮し、市民が水辺に親しめる空間を創出します。

・　地域の水路など水辺空間の整備を進め、また維持管理においては市民等との協働に取り組みます。

・　現在の清流をいつまでも楽しむことができるよう、下水道施設の整備・改善と適切な維持管理を進めるとともに、中山間地域等では合併処理浄化槽の普及促進を図り、公共用水域の水質を保全します。また、雨水排水施設の整備と適切な維持管理を進め、浸水の防除に努めます。

（4）四季を感じられるまちづくりを進めます。

・　並木や花は、まちに自然的な潤いを与えるとともに、市民生活に日常的・季節的な華やかさを演出する効果もあわせ持っています。そのため、市民と協力しながら、公園・緑地や河川敷、道路の植樹帯、公共・公益施設等の公共空間はもとより、自宅の庭など、身近な場において花や緑に触れられるような空間の整備や植栽を推進します。

・　ハンギングバスケットを中心とした「花と緑のガーデン都市づくり」を推進し、道路の沿道に盛岡らしい花と緑による潤いあるまちづくりを進めます。

方針7 ： 安全･安心なまちをつくるために

（1）地震･火災･水害等に強いまちをつくります。

・　中心市街地の多くの区域が、北上川等の洪水浸水想定区域に含まれており、洪水リスクの高いエリアにおける市街化を抑制するとともに、グリーンインフラなどによる雨水の流出抑制、河川・公共下水道施設（雨水）のハード整備による強化などによる災害リスクの軽減を図ります。

・　万が一災害が発生した場合における被害の最小化を図るため、住民避難や救助支援に必要な道路やオープンスペース、防災施設の整備により、防災機能の強化を図ります。

・　市街地の周辺部等においては、傾斜地に宅地が造成された区域があります。大雨や集中豪雨等により、がけ崩れや土石流、地すべり等の土砂災害が発生するおそれがある土砂災害警戒区域等もあり、危険箇所の解消、災害防止の対策を行うとともに、災害リスクのある区域の一定の開発行為を制限するなど市街化を抑制します。また、保安林など緑地の配置を行なうことで安全性の確保を図ります。

・　建物が密集している地区では、火災や地震等の災害が発生した場合に、被害がより大きくなることが懸念されます。このため、都市機能が集積する都心部やその周辺においては、建築物の不燃化の促進や避難場所及び延焼遮断帯となる公園及び道路の整備を図ります。

・　住宅地において道路が狭あいな地区については、消火・避難活動等を円滑に行えるよう、市民の協力のもと、生活道路の幅員確保及び避難路の確保等を図ります。

・　宅地や建物などの安全性を高めるため、学校や公共施設などの耐震化に重点的に取り組むとともに、一般住宅の耐震化を支援します。

（2）誰もが利用しやすい施設をつくります。

・　施設の整備にあたっては、市民の誰もが利用しやすいよう、公的な建築物をはじめ民間の建築物、道路や公園などの施設において、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する取組を進めます。

・　公園など人が集まる施設は、地域の様々な活動に利用されコミュニティ形成の場としての役割も担っています。このため、今後もその整備にあたっては、位置や機能に対し地域住民の意見を反映させるとともに、生活スタイルの変化やニーズに対応した施設とします。

・　冬季における生活環境を確保するため、道路や歩道における除雪などに努め、雪による渋滞や交通障害が起きないよう、住民や町内会、商店街の組合や地区の事業者などと協働しながら、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

（3）犯罪が起こらない明るく暮らせる環境をつくります。

・　道路や公園などの公共施設においては暗さや見通しの悪さを解消し、子どもや高齢者が安心して利用できる施設づくりを進めます。
・　今後も身近な公園や空き地などの管理を市民協働により行い、明るく美しい環境づくりを図ります。

（4）脱炭素社会の実現にむけた二酸化炭素排出抑制の取組を推進します。

・　都市の施設においては、例えば、盛岡駅西口地区のように、地域全体で基盤整備に合わせ下水道から発生する熱の利用や、地下水の利用による融雪やソーラーエネルギーによる標識整備などの取組が行われています。今後もこのように、まちづくりに合わせ、エネルギーを効率的に利用する取組を進めます。
・　市民、事業者、行政の三者が協働して、廃棄物発生の抑制を図るとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行います。また限りある資源の循環的利用の推進や省エネルギーへの積極的な取組を行います。
・　地域資源により生み出したエネルギーを地域内で消費するエネルギーの地産地消により、地域全体でエネルギーを効率的に利用します。
・　木質バイオマスや太陽光など再生可能エネルギーの普及促進に取り組むとともに、コンパクトな都市形成や公共交通機関の充実等を図ることにより、持続可能な低炭素型都市の構築を推進します。